



平成29年12月19日

松本市長 菅谷 昭 様

松本市特別職報酬等審議会
会 長 平 林 大 喬

特別職の報酬等の改定について (答申)

本審議会は、松本市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、「議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額」について市長から諮問を受けました。

慎重な審議を重ねた結果、改定の適否及び適正な額等について、下記の結論に達したので答申するものです。

記

1 審議日程及び方法

(1) 審議日程

- ア 諮問 平成29年8月29日
- イ 審議 平成29年8月29日、9月25日、10月27日

(2) 審議方法

諮問を受けた特別職の報酬等の額について、特例市等人口規模類似都市及び県内都市の特別職の報酬等の状況並びに本市における過去の特別職の報酬等の改定状況等の資料を詳細に検討し、意見交換した。

2 議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額

(1) 議員報酬の額

現行の額に据え置くことが適当である。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

現行の額に据え置くことが適当である。

3 政務活動費の額

現行の額に据え置くことが適当である。

4 審議経過

(1) 議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額

議員報酬の額については、合併による市域拡大に伴う活動範囲の広域化への対応や、平成23年度に議員提案により実施した、定数削減による議員数の抑制にも努めてきたことを評価する意見があったほか、議員活動の更なる充実を期待する意見もあり、平成26年特別職報酬等審議会答申において2.0%の減額を行っていることを考慮し、現行の額に据え置くことが適当との意見であった。

市長、副市長及び教育長については、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を目指し、単に体の健康づくりにとどまらない「人」、「生活」、「地域」、「環境」、「経済」、そして「教育・文化」の6つの領域における、人と社会の健康づくりを目指した総合的なまちづくりに熱意を持って取り組んでおり、その職務や職責の重さに応じた給与水準として、現行の給料額は適当な額であるとの意見があったほか、特に市長、副市長は在職期間も長く、市政への貢献度を評価する意見もあった。

給料額の水準については、県内市及び人口規模類似都市と比較すると、県下第2位の人口・経済規模の都市としてバランスのとれた額で推移していること、また、人口規模類似都市の平均額では、ほぼ中位に位置し、特別職のモチベーションを考慮しても、現行の額は適正な水準を保っているとの意見であった。

平成26年度の答申以降、人事院勧告による民間給与との較差に基づく一般職給料の改定は、平成27年度からの累計で0.68%の増額改定となっているが、現在の経済状況や市の財政状況、県内市及び人口規模類似都市との比較による給料額の水準や、市民感情を総合的に考慮すると、増額、減額を行う明確な要素はなく、現行の額に据え置くことが適当との意見であった。

(2) 政務活動費について

政務活動費については、特別職の給料額と同様に県下第2位の都市として適切な水準にあること、また、毎年度一部の会派又は議員において返還が行われていることから、現行の額に据え置くことが適当であるとの意見であった。

5 付帯意見

特別職の報酬等の額については、一般職給与の人事院勧告における改定率に準拠してきた経過があり、平成26年度の答申以降、人事院勧告の官民格差による改定率は、平成27年から29年の累計で0.68%となっている。

今回の審議会では、特別職の報酬等の額の改定について、人事院勧告による影響額が少ないこと、改定すべき明確な要素がないことから据置きとなったが、次回の特別職報酬等審議会では、松本市が目指す中核市への移行による特別職の職務や職責の増加と、人事院勧告による影響額の0.68%についても、改定根拠として考慮に入れ、報酬等の額を検討する必要があると考える。

松本市特別職報酬等審議会

会長	平	林	大	喬
会長代理	瀧	澤	和	子
委員	出	井	健	二
	井	上	保	
	内	川	小百合	
	佐	藤	幸	司
	神	澤	鋭	二
	松	澤	幹	夫
	山	添	昌	彦
	吉	澤	由	紀子